

平川市長交際費の支出及び公表に関する基準

(基準の目的)

第1条 この基準は、市長の交際費（以下「交際費」という。）について、適正な執行と透明性の確保を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出対象)

第2条 交際費は、市政の円滑な執行を図るため、市を代表して外部との交際や市政協力者への謝意を表すためなどに要する経費であり、その支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 市政の発展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(種別等)

第3条 交際費の種別及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 祝儀 式典や祝賀会等のお祝いに係る経費
- (2) 会費 総会、意見交換会、懇親会等の参加に係る経費
- (3) 見舞 災害、事故等への見舞いに係る経費
- (4) 弔慰 平川市弔慰規程等に基づく葬儀等に係る経費
- (5) 接遇 市への訪問者、視察訪問先に対する接待に係る経費
- (6) 激励 国際大会等に出場する者の激励に係る経費
- (7) その他 市政運営上、市長が特に必要と認める場合に支出する経費

(支出基準額)

第4条 前条各号の支出基準額は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

(公表する事項)

第5条 交際費は、支出相手方のプライバシーを考慮しながら次に掲げる事項について公表する。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出先、内容
- (4) 支出金額

(公表の方法及び時期等)

第6条 交際費の公表は、毎月15日までに、前月分を別記様式1によりまとめて市のホームページに掲載する方法により行なうものとする。

2 ホームページへの掲載期間は2年間（現年度＋前年度分）とする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 平川市長交際費支出基準及び平川市長交際費の公表に関する要綱（平成 24 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

市長交際費支出基準

支出区分	対象・内容	金額・限度額等
祝 儀	式典、祝賀会等の祝金	実費相当額
会 費	各種会合の会費	会費相当額
見 舞	市が開催した行事又は管理する施設等において発生した災害、事故等による被害者の見舞金	社会通念上妥当と認められる額
弔 慰	平川市職員等弔慰規程(平成 18 年平川市訓令第 24 号)に定める者又は市と密接な関係にある者の葬儀、法要、供養等に係る経費	別表 2 の定めるところによる
接 遇	他自治体などへの訪問、折衝の際の土産等	社会通念上妥当と認められる額
	訪問者の接待に係る経費	上限：1 人 10,000 円
激 励	国際大会等出場者への激励金	上限：個人 10,000 円 団体 30,000 円
その他	上記以外に市長が特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる額

別表 2 (第 4 条関係)

弔慰支出基準

No.	区 分			供花等 (税抜)	香 典
1	市長	現職	本人	20,000 円	20,000 円
		元職	本人	20,000 円	10,000 円
2	副市長及び教育長	現職	本人	20,000 円	20,000 円
		元職	本人	20,000 円	10,000 円
3	市議会議員	現職	本人	20,000 円	10,000 円
4	公選等の委員 (教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員)	現職	本人	20,000 円	10,000 円
5	功労表彰対象者 (1)副市長及び教育長 (2)市議会議員 (3)公選等の委員 (4)その他の受賞者	元職	本人	20,000 円	10,000 円
		元職	本人	20,000 円	5,000 円
		元職	本人	20,000 円以内	10,000 円以内
			本人	—	3,000 円
6	一般職の職員等	現職	本人	20,000 円	5,000 円
		元職	本人	—	3,000 円
7	その他の委員等	現職	本人	—	3,000 円
8	善行表彰受賞者		本人	—	3,000 円
9	(1)国会議員、県知事、副知事、 県議会議員、他市町村長	現職	本人	20,000 円以内	10,000 円以内
		元職	本人		
	(2)名誉市民		本人	20,000 円	20,000 円
	(3)市立学校校長・教頭・教諭	現職	本人	20,000 円	5,000 円
	(4)次の者の親族 ①市長、副市長、教育長 ②市議会議員 ③国会議員、県知事、副知事、 県議会議員、他市町村長 ④名誉市民	現職	親族	20,000 円	5,000 円
		現職	親族	20,000 円	5,000 円以内
		現職	親族	20,000 円以内	5,000 円以内
		親族	20,000 円以内	10,000 円以内	
(5)収入役	元職	本人	20,000 円以内	10,000 円以内	
10	その他市長が特に必要と認める者			20,000 円以内	10,000 円以内

(注)

- ・ No. 1 ~ 8 は平川市職員等弔慰規程に基づくものである。
- ・ 親族は、配偶者、子、父母 (養父母含む) 並びに配偶者の父母 (生計を一にする者に限る) とする。
- ・ 元職は、平成 18 年町村合併前の職を含むものとする。

別記様式1（第6条関係）

交際費支出状況（平成 年 月分）

支出月日	区 分	内 容	支出先	支出金額（円）
月分			件	
累計（4月～ 月分）			件	

（注）

- ・上記の支出は、代理出席分を含みます。
- ・弔慰における「元市議会議員」、「市自治功労表彰・善行表彰受賞者」には、合併前の町村を含みます。
- ・見舞における相手方氏名は、プライバシーに配慮し掲載しておりません。